

【甲賀市】

一般基準		<p>(1) 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の環境及び景観に調和させること。</p> <p>(2) 地色は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色を使用しないこと。</p> <p>(3) 反射材等を用いる場合は、交通の安全性に十分配慮すること。</p> <p>(4) 蛍光及び発光を伴う塗料又は材料を用いないこと。</p> <p>(5) 照明を伴うものにあつては、照明の光及び照明器具自体が周辺の景観又は風致を害しないこと。</p> <p>(6) ネオンサイン等は、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。</p>					
個別基準	第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	推奨基準適用地区(※)	
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> 指定した国宝及び重要文化財の建造物のある敷地の周囲50m 紫香楽宮 景観計画における「東海道士山宿景観形成地区」「土山地域東海道まちなみ景観形成地区」 	<ul style="list-style-type: none"> 第1種および第2種低層住宅専用地域 都市公園・緑地、古墳、墓地 高速道路(新名神)の道路敷 国道307号沿道景観形成地区のうち道路敷の部分 杣川河川景観形成地区のうち河川敷の部分 土山地域幹線道軸の地域(国道1号線沿線を除く) 県道大河原北土山線の国道1号土山支所前交差点から土山町鮎河猪ノ鼻線との交点までの区間及びこれから500m以内の区域 国道477号の土山町大河原県道大河原北土山線との交点から三重県との境界までの区間及びこれから展望できる500m以内の区域 県道鮎河猪ノ鼻線の全線及びこれから500m以内の区域 県道黒川山中線の全線及びこれから500m以内の区域 上記以外の国道477号全区間(土山地域の範囲)、県道大河原北土山線全区間の道路敷から50m以内の地域 自然公園特別地域 インターチェンジの周辺(道路敷から500mの範囲) 	<ul style="list-style-type: none"> 高速道路(新名神)から展望可能な300m以内の地域 高速道路(新名神)のうち土山SA、甲南PAから展望可能な500m以内の地域 鉄道から100m以内の地域 指定道路(一般国道及び県道草津伊賀線、県道泉水口線の南林口以東、市道名坂中邸線)から30m以内の地域 	<ul style="list-style-type: none"> 第1種許可地域、第3種許可地域を除く他の地域 	<ul style="list-style-type: none"> 第1・第2種低層住居専用地域以外の住居系用途地域(第1種許可地域を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> (第1種) 土山地域国道1号沿線地区 水口地域旧東海道沿線地区(第2種) 国道1号の甲賀市土山地域との境界から湖南市との境界までの区間の道路敷までの区間の道路 国道307号沿道景観形成地区 杣川河川景観形成地区 	
自家用広告物	許可申請	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積5㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	総面積10㎡以下は許可申請不要	第1種地域では、総面積10㎡以下の場合も届出要
	総量規制	15㎡以下(低層住居を除く都市計画法第8条に規定する用途地域にあつては規制無し)	15㎡以下	—	—	—	15㎡以下
	色彩規制	<p>①広告物の地色は、彩度8を超えないこと。</p> <p>②彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。</p> <p>③支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。</p>	<p>地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。</p>	<p>地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。</p>	<p>地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。</p>	<p>地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。</p>	<p>①広告物の地色は、彩度8を超えないこと。</p> <p>②彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。</p> <p>③支柱又は広告物の裏側は、濃い茶色とする。</p>
素材	木材、石材等の自然素材を極力使い、これによりがたい場合はこれに模したものと、その素材が表面に表れるように配慮する。					木材、石材等の自然素材を極力使い、これによりがたい場合はこれに模したものと、その素材が表面に表れるように配慮する。	

自家用 広告物	野立広告 板・塔	面積等	幅4.5m以下	—	—	—	—	幅4.5m以下	
		高さ等	地上から10m以下		地上から20m以下 (住居系用途地域にあっては地上から10m以下)	地上から20m以下	地上から10m以下	地上から10m以下 (指定道路沿線は道路面から10m以下)	
	壁面 広告物	面積等	設置壁面の面積×1/4以下	設置壁面の面積×1/3以下	設置壁面の面積×1/2以下	設置壁面の面積×1/2以下	設置壁面の面積×1/3以下	設置壁面の面積×1/4以下	
		高さ等	壁面からはみ出さない						
	突出 広告物	面積等	突出幅：取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内						
		その他	上端高さ：取付壁面の高さを超えない 下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上						
	屋上 広告物	高さ等	面積等	設置を許可しない	建物の幅をはみ出さないこと				設置を許可しない
					建物の高さ×2/3かつ3m以下	建物の高さ×2/3かつ10m以下 (住居系用途地域にあっては5m以下)	建物の高さ×2/3かつ10m以下	建物の高さ×2/3かつ5m以下	
					広告物または掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うものであること				
	可変表示 式広告物	面積等	設置を許可しない	1事業所につき原則1個まで。				・3m以下(片面)・建築物に表示する場合は壁面の見つけ面積の1/4以下・できるだけ面積が小さくなるよう配慮する(1事業所につき原則1個)・指定道路に接する敷地では、地上からの高さ10m以下、住居系用途地域にあっては地上からの高さ5m以下	
3㎡以下(片面)				10㎡以下(片面) (住居系用途地域にあっては3㎡以下)	10㎡以下(片面)	3㎡以下(片面)			
かつ建築物に表示する場合は、壁面の見つけ面積の1/4以下									
高さ		指定道路沿線の敷地では、地上からの高さ10m以下(住居系用途地域にあっては5m以下)							
その他	該当する広告物の基準を満たすこと								

※ 推奨基準適用地区は許可地域に設ける。第1種と第2種の地区を設け、第1種地区では許可申請の適用除外となる総面積10㎡以下であっても届出が必要。

推奨基準適用地区では、設けられている許可地域の許可基準に適合すれば許可可能。そのうえで推奨基準適用地区の基準に適合すれば可変表示式広告物を除き、許可期間が最大3年のものを最大6年まで延長できる。(ただし、3年毎に安全点検調書を提出するものとする。)

		第1種禁止地域	第2種禁止地域	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域	推奨基準適用地区(※)	
非自家用 広告物	許可申請	設置を許可しない	設置を許可しない	すべて必要	すべて必要	すべて必要	設置しない	
	総量規制	—	—	—	—	—	—	
	野立広告 板	面積等	設置を許可しない	設置を許可しない	設置を許可しない	20㎡以下(片面)	5㎡以下(片面)	設置を許可しない
		高さ等				地上から4.5m以下		
	野立広告 塔	面積等	設置を許可しない	設置を許可しない	設置を許可しない	1面あたり20㎡以下1面の幅2m以下	1面あたり5㎡以下	設置を許可しない
		高さ等				地上から10m以下	地上から4.5m以下	
	野立広告板および野立広告塔にかかる広告物相互間距離		—	—	—	鉄道・指定道路等から500m以上内では100m以上	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域(100m×100mの範囲)に2個以内	—
	壁面 広告物	面積等	—	—	設置壁面の面積×1/2以下(住居系用途地域にあっては1/3以下)	設置壁面の面積×1/2以下	設置壁面の面積×1/3以下	—
		高さ等	—	—	壁面からはみ出さない			—
	突出 広告物	面積等	—	—	突出幅：取付壁面から1.5m以内 官民境界から1m以内			—
その他		—	—	上端高さ：取付壁面の高さを超えない 下端高さ：【車道】4.7m以上【歩道】2.7m以上			—	
屋上 広告物	高さ等	—	—	建物の高さ×1/2かつ10m以下(住居系用途地域にあっては5m以下)	建物の高さ×1/2かつ10m以下	建物の高さ×2/3かつ5m以下	—	
				建物の幅をはみ出さない				
				広告物又は掲出物件を支持する支柱等を見えないよう外枠等で覆うこと				
		形状は、縦の長さを横の長さで除した数値が1.2以下であること						

電柱 広告物	共通	個数は、1柱につき巻付け1巻き、袖付け1個以内					—
	巻付け	下端高さ : 地上から1.2m以上 長さ : 1.8m以下					—
袖付け	袖付け	下端高さ : 【車道】4.7m以上 【歩道】2.7m以上 長さ : 1.5m以下 突出し幅 : 0.9m以下/表示面積 : 片面1.2㎡以下					—
	可変表示式広告物	設置を許可しない					設置しない
道標・案内図板(*)の類	許可申請	すべて必要	すべて必要	すべて必要	すべて必要	すべて必要	すべて必要
	色彩規制	①広告物の地色は、彩度8を超えないこと。 ②彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。 ③支柱又は広告物の裏側は、原則濃い茶色とする。	地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。	地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。	非自家用の野立広告板・塔の基準と同じ。地色(最大面積を占める色)は原則として落ち着いた色彩を用い、高彩度色(彩度10を超える色)を使用しないこと。	①広告物の地色は、彩度8を超えないこと。 ②彩度10を超える色を使用する場合、1面の面積あたり1/3以上使用しない。 ③支柱又は広告物の裏側は、濃い茶色とする。	
	素材	木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。				木材、石材等の自然素材を極力用い、これによりがたい場合はこれに模したものとし、その素材が表面に表れるように配慮する。	
	面積	3㎡以下(片面)	5㎡以下(片面)		20㎡以下(片面)	5㎡以下(片面)	5㎡以下(片面)
	高さ	地上から4.5m以下(指定道路沿線では道路面から4.5m以下)			地上から4.5m以下		
	共同掲出	2人以上が共同で表示する広告物は5㎡以下	2人以上が共同で表示する広告物は8㎡以下	2人以上が共同で表示する広告物は8㎡以下			2人以上が共同で表示する広告物は8㎡以下
	同一広告主の相互間距離	同一広告主が複数掲出する場合は500m以上離すこと。		同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域(100m×100mの区間)に2個以内	鉄道・指定道路等から500m以内では100m以上	同一広告主が複数掲出する場合は、同一地域(100m×100mの区間)に2個以内	同一広告主が複数掲出する場合は500m以上離すこと。
	その他	国道同士の交差点から30m以内の区域は、掲出不可					—

* 道標、案内図板とは、広告表示面の40%以上が「案内内容」であるものをいう。